

公 募

下記のとおり北海道森林管理局が実施する災害復旧調査業務に係る委託対象者を公募します。

記

1 件名

令和8年度 災害復旧調査業務の委託対象者

2 目的

本公募は、山地災害及び施設災害等の災害復旧調査業務委託対象者をあらかじめ選定しておき、災害発生時に復旧調査業務契約を迅速に締結することにより、災害の早期復旧に資することを目的とするものである。

3 参加資格

本公募への参加者は、次の全てに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8年度の北海道森林管理局における「測量・建設コンサルタント等」に係るA等級・B等級・C等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。

(4) 「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者等又はこれに準ずる者として、農林水産省発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 必要とする要件

(1) 下記6に掲げる業務に関する専門的知識及び実績を有し、かつ、業務目的の達成に必要な技術者を有している者であること。

(2) 北海道森林管理局管内に本店、支店、営業所（以下、「事務所」という。）等を有し、緊急的な対応が可能であること。

5 必要とする配置予定技術者の資格

次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項に規定する技術士の登録（森林部門（森林土木）又は総合技術管理部門（森林土木）の登録に限る。）を受けた者、博士（森林土木に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャ

一（森林部門（森林土木）の登録に限る。）、林業技士（森林土木）のいずれかの資格を有する者、又は次のいずれかに該当する者でなければならない。

- ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法 108 条第 2 項に規定する大学（以下「短期大学」という）を除く）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上ある者
- ・短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者
- ・学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の者を含む）後森林土木部門の職務に従事した期間が 28 年以上ある者

(2) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年度間に、同種業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、森林管理局長等が発注した同種業務のうち、業務成績評定を実施している場合においては、業務成績評定点、管理技術者に係る技術者成績評定点及び照査技術者に係る技術者成績評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

6 業務内容

異常な天然現象により発生した以下の災害に係る、現地調査の実施及び復旧計画の作成を行う。

- ① 林地崩壊、治山施設に係る災害
- ② 地すべり災害
- ③ 海岸防災林に係る災害
- ④ 林道施設に係る災害

7 公募要項の交付期間及び場所

(1) 交付期間 令和 8 年 1 月 29 日～令和 8 年 2 月 26 日

(2) 交付場所 北海道森林管理局 計画保全部 治山課 災害対策指導係
北海道森林管理局ホームページに掲載

8 公募資料の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 令和8年2月26日 17時00分まで
- (2) 提出場所 〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 計画保全部 治山課 災害対策指導係
メールアドレス h_chisan@maff.go.jp
- (3) 提出方法 持参か郵送又は電子メール（電子メールの送信容量については、1通につき7MB以内とする。）で提出すること。

9 照会窓口

〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 計画保全部 治山課 災害対策指導係
TEL 011-622-5246
メールアドレス h_chisan@maff.go.jp

10 その他

森林整備保全事業の調査等業務を総合評価落札方式により発注した場合、災害発生時に災害復旧調査業務を受注した実績に応じて評価することがある。

令和8年1月29日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 関口 高士

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年 農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しく述べは、北海道森林管理局ホームページ(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)をご覧下さい。